

《研究論文》

中国義務教育の均衡的発展政策に関する研究

— 江蘇省における実態分析を中心に —

広島大学大学院・院生 李 憶 南

ABSTRACT

Study on Balanced Development of Compulsory Education Policy
— Focusing on Actual Situation Analysis in Jiangsu Province —

Yinan LI

Graduate Student, Hiroshima University

The purpose of this paper is to clarify the particularities and problems of balanced development of compulsory education policy.

As is generally known, China is called as the dualistic society. In order to spread the compulsory education, the Chinese government implemented “Two Basic Targets” project in the 1990s. By the end of last century, China has primarily achieved the great goal of popularizing the nine-year compulsory education and fundamentally guaranteed the rights and interests of all children to receive the compulsory education. As China still remains at the primary stage of socialism. The imbalanced circumstances are existing in China. Discrepancies still exist between urban and rural areas, different regions and different schools, and there is a tendency of a widening discrepancy in some regions and in certain aspects, which has turned into a problem that needs to be highlighted attention in the development of compulsory education. Therefore, the Chinese Minister of Education promulgated “Some Opinions of Promoting the Balanced Development of Compulsory Education” in 2005. The enforcement and results of the opinions are to be much accounted of the Chinese government. For this reason, in this paper, I take Jiangsu Province as an example to evaluate the policy.

1. 研究の目的

本研究は、中国義務教育の均衡的発展を規定した公文書の内容を整理した上で、江蘇省義務教育の均衡的発展の実態を明らかにすることを通して、中国義務教育の均衡的発展政策の特質と課題を析出することを目的とする。なお、中国における義務教育の均衡的発展とは、「政府が、学校間、地域間、都市農村間における教育資源の配置を調整することにより、教育資源の差を縮める」ことを意味している。また、本稿で江蘇省を事例として取り上げる理由は、江蘇省は先進地

区であり、省内すべての県が国家教育督導団の審査に合格した最初の省であるからである。

1985年5月に中国共産党中央委員会（以下、中共委と略す）と國務院が全国教育事業会議を開催した。中共委は、「教育体制改革に関する決定」（关于教育体制改革的決定）を公布し、9年制義務教育を実施することとその方法を示した。その後、1986年4月に「中華人民共和国義務教育法」（以下、「義務教育法」と略す）が制定され、同年7月に施行された。これにより、中国で初めて義務教育が実施されることになったのである。しかし、周知のように、中国社会は「二元構造」社会と呼ばれる。すなわち、工業都市・商業都市を中心とする豊かな「都市」と、農業を主とする経済発展が遅れた「農村」に分けられる。したがって、義務教育の普及は簡単とは言い難く、そこで、1985年の「教育体制改革に関する決定」では、それぞれの地域の状況に応じ、全国を3つの地区に分け、段階的に義務教育の普及に取り組むこととした¹。また、中国政府は9年制義務教育をさらに普及するために、1993年に中共委と國務院が「中国教育改革と発展綱要」（中国教育改革和发展綱要）を公布し、施策上最重要事項に位置付けられる「両基²」を策定した。その結果、2000年には、全人口の85%以上を占めている地域によろやく9年制義務教育が普及した。

しかし、都市農村間、地域間、学校間における不均衡状況が未だ存在している。例えば、2001年の全国教育統計データを見てみると、都市児童生徒一人当たりの教育費（一年間）は、それぞれ1484元（1元≒17円）、1955元であるのに対し、農村児童生徒一人当たりの教育費は、798元、1014元であり、都市の約5割である。また、2001年、東部の児童一人当たりの教育費は、2075元であるのに対して、中部、西部³の児童一人当たりの教育費は、それぞれ851元と987元である。東部の生徒一人当たりの教育費は、2655元であるのに対して、中部、西部の生徒一人当たりの教育費は、それぞれ1165元と1474元である。つまり、中部の児童生徒一人当たりの教育費は、東部の半分以下である。

中国政府（教育部）は、このような不均衡的な状況を改善するため、2005年に「県における義務教育の均衡的發展を促進する若干意見」（以下、「若干意見」と略す）を公布し、県を中心とした義務教育の均衡的發展政策を策定した。なお、「若干意見」が公布された後、「農村義務教育費を保障するメカニズム」、「農村小中学校遠距離教育プログラム」、「中西部農村中学校の校舎を修繕するプログラム」が実施された。しかし、義務教育の均衡的發展政策の具体が何であるのか、さらには、現在の義務教育の均衡的發展の実態などが十分解明されていない。そのため、上述した状況を踏まえ、義務教育の均衡的發展政策の具体を整理した上で、県における義務教育の均衡的發展の実態を明確にすることを通して、中国義務教育の均衡的發展政策の特質と課題を析出することは、今後中国における同政策の整備に一定の意義をもたらすものと考えられる。

ところで、先行研究は、主に3つの側面から、義務教育の均衡的發展を論じている。すなわち、①中西部地区及び少数民族地区を中心とした事例研究、②義務教育の均衡的發展を評価する項目及び基準を検討する研究、③教員の質、教員流動の側面から義務教育の均衡的發展を論じる研究である。しかしながら、これらの先行研究は、義務教育の均衡的發展政策の内容と県における義務教育の均衡的發展に関する具体的な取り組み及び近年の義務教育均衡的發展の実態を考察していない。また、主に義務教育が不均衡的に発展していた県や市を取り上げており、義務教育が均衡的に発展している県を対象とした研究ではない。従って、義務教育の均衡的發展政策の内容及び近年の義務教育の均衡的發展の実態を研究射程におく本研究とは、検討の範囲が異なるものである。

2. 義務教育の均衡的発展政策の内容

ここでは、「若干意見」の内容を見てみたい。「若干意見」は、序章、第1章「思想を統一し、義務教育の均衡的発展の推進に重点を置く」、第2章「適切な手立てを講じて、学校間の運営状況の差を徐々に縮める」、第3章「教員資源を統一して調整し、農村学校と都市における人的・財的基盤が弱い学校の教員集団の構築を強化する」、第4章「有効的な制度を制定し、すべての学校の教育の質を向上させる」、第5章「各政策を実現させ、弱者層⁴の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する」、第6章「監視評価システムを構築し、義務教育の均衡的発展を推進する」という全7章で構成されている。同意見の内容は以下の通りである。

第1章では、各レベルの教育行政部門は、義務教育の均衡的発展を「両基」が実現された後の重要な目標とする。この目標を達成し、都市農村間、地域間、学校間の差が拡大する傾向を抑制するために、まず、県における義務教育の均衡的発展を促すことに注力し、すべての学校をよりよくつくり、すべての子どもの健やかな成長を重視することが規定された。

第2章では、省、県レベルの教育行政部門の責任の所在を明らかにした。省レベルの教育行政部門は、各省にふさわしい義務教育段階にあたる学校の設置水準を設定・改善し、教育費の支出構造をさらに調整し、農村、貧困地区、少数民族地区における義務教育の発展を重視する。県レベルの教育行政部門は、学校の設置基準に達していない学校に対して、改善計画を制定し、基準以下の学校の数を減らすことに努めるとともに、良質の教育資源を持つ公立学校の役割を十分に発揮させ、人的・財的基盤が弱い学校との統合・再編・資源の共有を通して、同基盤が弱い学校の改善を促進する。

第3章では、教員集団の構築について、以下のように規定された。①すべての小中学校に資格認定された教員を配分する。②新しく増員する教員を優先的に農村学校と都市における人的・財的基盤が弱い学校に配置させる。③教員の流動性を向上させることにより、農村教員の数と質に関する問題を根本的に解決する。④農村に働く教員の待遇を改善する。⑤教員研修の資金を増加させ、農村学校と都市における人的・財的基盤が弱い学校の中堅教員に研修の機会を与える。

第4章では、義務教育の均衡的発展を促進する中、素質教育の推進と教育の質向上が基本的な任務であるため、すべての学校が義務教育課程編成の要求を満たすこと、義務教育の質を監視・評価するシステムを構築することと現代的遠距離教育を発展させることが求められた。

第5章では、経済困難な家庭の子ども、農民工子女、障害のある児童生徒といった弱者層の児童生徒の義務教育を受ける権利を守ることが明記された。

第6章では、義務教育の均衡的発展を促進させるため、義務教育の均衡的発展を監視・評価する制度を制定することや、監視した結果を公表することが要求された。監視の結果は地方教育事業を評価する重要な指標であることも規定された。

以上の内容を分析して、「若干意見」の特徴には以下の3点があると考えられる。①「若干意見」では、県（市、区）を中心として、義務教育の均衡的発展を促すことが示された。これは、義務教育の均衡的発展政策を実施する際、最も現実的な方法と考えられる。その理由は、「若干意見」に先立つ2001年の「基礎教育の改革と発展に関する決定」において、教員の給与や学校の管理については県が負担することとなり、県レベルの政府を中心として基礎教育の改革・発展体制が規定されたからである。②「若干意見」では、「義務教育の均衡的発展を『両基』が実現さ

れた後の重要な目標とする」ことが規定された。このことは、社会主義和諧社会⁵を構築する過程において、義務教育の均衡的発展の重要性を示すとともに、今後の国の教育事業の方向を示したと言える。③「若干意見」は、素質教育⁶の推進に有意義であると考え、「応試教育⁷」の過熱と音楽、美術、体育などの教科の教員や施設の不備により、児童生徒の徳、知、体などの面の教育がおろそかにされた。「若干意見」では、「すべての学校は真剣に国家課程編成の基準を守らなければならない、音楽、体育、美術と社会実践の授業時間を別の用途に使うことを禁止する」ことが明記された。

3. 義務教育の均衡的発展を評価する方法

2005年の「若干意見」第6章では、「監視評価システムを構築し、義務教育の均衡的発展を推進する」ことが規定された。その要求に応えるために、2010年から、教育部は義務教育の均衡的発展を評価する原則、内容、項目、指標について検討し始めた。教育部は全国30万以上の義務教育諸学校間の差をシミュレーションし、アンケート調査、シンポジウムなどの方式で、評価システムを検証した。また、全国312の試行県を成立し、義務教育の均衡的発展を評価する経験を積み重ねてきた。2012年に教育部は、県における義務教育の均衡的発展を監督・評価する「県における義務教育の均衡的発展を監督・評価する方法」《县域义务教育均衡发展督导评估暂行办法》（以下、「方法」と略す）を公布した。

「国家義務教育均衡県」の認定条件は、以下の4つがある。それは、①義務教育の均衡的発展を推進するための県レベル政府の取り組みの得点が85点以上（満点は100点）であること。②小学校の総合変動係数が0.65以下であること。③中学校の総合変動係数が0.55以下であること。④以上三つの条件を満たした上で、住民の満足度を参考にすることである。また認定は9段階に分けられる。それは、①本方法と該当省の実情により、省は県における義務教育の均衡的発展に関する監督・評価方法と評価基準を制定する。国家教育督導団⁸（以下、督導団と略す）が審査された後、実施する。②県レベルの政府は、省が制定した方法と基準に基づいて、自己評価を行う。③市レベルの政府は各県の評価結果と省の基準を照合する。④省は照合した報告書を提出する。⑤省レベルの教育督導機構は、評価の結果を公表し、社会の監督を受ける。⑥省は省に認定された県の資料を督導団に提出する。⑦督導団とその資料を審査した後、実地調査を行う。⑧督導団は認定された県を公示する。⑨督導団は認定された県を再認定する。

4. 江蘇省義務教育の均衡的発展の実態

(1) 江蘇省の概要

江蘇省は面積10.26万km²、人口7866万人（2015年）を有する省であり、南京市、無錫市、徐州市、常州市、蘇州市、南通市、連雲港市、淮安市、塩城市、揚州市、鎮江市、泰州市、宿遷市13の市によって構成されている。中国国家统计局の2015年の統計により、2015年江蘇省における小中学校は合計6195校であり、教員は約35万である。2011年3月、同省は教育部と「義務教育の均衡的発展備忘録」に署名し、2012年までに省における全ての県が初歩的に義務教育の均衡的発展を実現し、省人民政府に認定されることを承諾した。また、2015年末までに、76の県が県における義務教育の均衡的発展を実現し、南京市、無錫市、蘇州市、常州市は市における義務教育の均

衡的發展を実現するとした。2011年6月9日まで、教育部に「江蘇省県における義務教育の均衡的發展を実現する計画（スケジュールを含む）」（江苏省实现县域义务教育优质均衡发展规划（含时间表））を提出した。同計画では、各県が義務教育の均衡的發展を実現するスケジュールが提示された。

(2) 江蘇省義務教育の均衡的發展の実態

① 2013年江蘇省義務教育の均衡發展の実態

2013年11月2日から8日まで、督導団は、「方法」と江蘇省が署名した「義務教育の均衡發展備忘録」に従って、江蘇省が申請した68県を対象として審査を行い、4県の総合変動係数が国家基準に達しておらず、2県が一票否決される⁹ことがわかった。それゆえ、その6県が認定されなかった。また、督導団はランダムに小学校250校、中学校195校と9年一貫学校34校を審査すると同時に、248の座談会を開き、33825のアンケート調査票を配布し、有効回収率は99.97%であった。

督導団は義務教育諸学校の概要、県における学校間の総合変動係数、政府が義務教育の均衡的發展を推進する取り組みと住民の満足度という4側面から、審査を行った。

・義務教育諸学校の概要

督導団は62県における義務教育諸学校の児童生徒一人当たりの敷地面積、児童生徒一人当たりの校舎面積、児童生徒一人当たりの運動場面積、児童生徒一人当たりの蔵書冊数、実験室、専用教室数（音楽・体育・美術）、児童生徒一人当たりの教員数、専科以上学歴をもつ教員の割合、全ての学校に県レベル以上の中堅教員がいるという10項目を審査した。

・県における学校間の総合変動係数

「方法」では、県における義務教育諸学校間の均衡状況を評価する際に、児童生徒一人当たりの授業用部屋と補助用部屋の面積、児童生徒一人当たりの運動場面積、児童生徒一人当たりの計器設備の費用、児童生徒100名当たりのパソコン数、児童生徒一人当たりの蔵書冊数、専任教員一人当たりの児童生徒数、児童生徒一人当たりの規定された学歴より学歴を持つ教員数、児童生徒一人当たりの中級あるいは高級の専門技術員称号を持つ教員数といった八つの項目を使い、小中学校それぞれの総合変動係数を算出することが規定された。国家基準は、小学校の総合変動係数 ≤ 0.65 であり、中学校の総合変動係数 ≤ 0.55 である。小中学校総合変動係数が大きければ大きいほど、均衡の水準が低く、小中学校の総合変動係数が小さければ小さいほど、均衡の水準が高い。審議の結果、62県における小中学校の総合変動係数は国家基準に達し、小学校の総合変動係数は0.16~0.56となり、中学校の総合変動係数は0.14~0.55となることがわかった。小学校の平均総合変動係数は0.36であり、中学校の平均総合変動係数は0.34であった。

・政府が義務教育の均衡的發展を推進する取り組み

「方法」では、督導団は就学機会、保障メカニズム、教員、教員の質と管理などの4側面から、政府の行為を評価することが規定された。具体的には、農民工子女の就学、留守児童の就学、障害（視覚障害、言語・聴覚障害、知的障害あるいは重複障害を指す）のある児童の就学、県内の中学校に分配する良質な高校の募集定員数、義務教育の均衡的發展、アカウントビリティメカニズムの構築、3年連続教育費が「3つの増加」目標を達すること、学校の標準化や人的・材的基

盤が弱い学校の改善、農村税费改革の援助金が義務教育に投入する割合を省の基準に達すること、教員業績評価給与査定制度の実施、各教科の教員を合理的に配置し、専任教員一人当たりの児童生徒数が省の基準に達すること、県における校長、教員の定期的交流制度の制定、教員研修の経費を保障し、教員研修を充実すること、国家義務教育課程編成基準により、課程を編成すること、小・中学校教育の完成率は省の基準に達すること、児童生徒の健康率は省の基準に達すること、重点学校、重点クラスを設置せず、公立学校の選校を抑制すること、児童生徒の重い課業の負担を軽減するなど17項目が含まれている。それらを踏まえつつ、江蘇省は児童生徒の就近入学（居住学区の学校に進学すること）、学校標準化の推進、県レベル以上の中堅教員の割合、児童生徒学業の合格率など4項目を追加した。審査の結果、62県政府の得点は90～99点となり、国家基準に達した。

- 住民の満足度

督導団はアンケート調査を利用し、学齢児童生徒の就近入学、県における各学校間の差、教員の差、択校（居住学区以外の優秀学校を選んで進学すること）の実情、義務教育の均衡的発展を推進するための政府の取り組みなどについて保護者、該当地域の人民代表大会の代表、政治協商会議委員、小中学校の校長、教員、他の住民の意見を聞いた。その結果、住民の義務教育の均衡的発展に対する満足度は87点であった。

② 2014年江蘇省義務教育の均衡的発展の実態

2014年4月15日から19日まで、督導団は江蘇省が申請した27県を対象として審査を行った。その中で、3県の総合変動係数が国家基準に達していないため、認定されなかった。督導団は、24県における153校（小学校76校、中学校56校、9年一貫制学校13校、完全中学校7校、特別支援学校1校）に実地調査を行った。督導団は96の座談会を開き、13851のアンケート調査票を配布し、その有効回収率は99.37%であった。

- 義務教育諸学校の概要

2013年と同様に、10項目から、24県における義務教育諸学校を審査した。その結果、24県における義務教育諸学校は評価基準に達したことがわかった。

- 県における学校間の総合変動係数

審査の結果、24県における小中学校の総合変動係数は国家基準に達し、小学校の総合変動係数は0.213～0.540となり、中学校の総合変動係数は0.323～0.531となることがわかった。小学校の平均総合変動係数は0.364であり、中学校の平均総合変動係数は0.412である。

- 政府の義務教育の均衡的発展を推進する取り組み

督導団は21項目を中心として政府が義務教育の均衡的発展を推進する取り組みを評価した。その結果、24県の得点は87～96点となり、国家基準に達したことがわかった。

- 住民の満足度

アンケート調査の結果について、住民の義務教育の均衡的発展に対する満足度は87点であった。

江蘇省政府が学校間の差を縮め、義務教育の均衡的発展を推進するために、省政府は200億元、

地方政府は2000億元を投入した。2014年までに、江蘇省100県¹⁰の中に89の県が国家教育督導団の審査を受け、国家義務教育均衡県として認定された。認定された県の数は全国1位である。2015年、江蘇省は督導団に残った11の県の評価を依頼した。その結果、11県が国家義務教育均衡県として認定された。これにより江蘇省は、省内すべての県が督導団の審査に合格した唯一の省となった。

5. 中国義務教育の均衡的発展政策の特質と課題

以上の論述を通して、本研究は、中国義務教育の均衡的発展政策について、義務教育の均衡的発展状況、義務教育の均衡的発展政策の内容、評価方法及び詳細な実態を解明してきた。これらを踏まえ、中国義務教育の均衡的発展政策の特質として、以下の点が指摘できよう。

第一に、同政策は県を中心として、義務教育を發展させている点である。中国の行政区画は、上級から順に①省（直轄市、自治区を含む）②地区（市、自治州、盟を含む）③県（県相当の市、旗、市管轄の区を含む）④郷・鎮に分かれる。また、行政区画ではないが、郷・鎮の下級地域として村がある。県は、行政区画の中心に位置付き、上級機関と下級機関を繋げる重要な役割を果たしている。また、2001年の「基礎教育の改革と發展に関する決定」では、県レベルの政府を中心とした行政体制が定められ、教員の給与や学校の管理について県が負担することとなった。そこで、最初に県レベルで、義務教育の均衡的発展政策を実施することは最も現実的な方法と考えられる。

第二に、義務教育の均衡的発展政策は、すべての児童生徒、すべての学校を重視していることである。「若干意見」では、「すべての学校をよりよくつくり、すべての子どもの健やかな成長を重視する」と「弱者層の児童生徒が義務教育を受ける権利を保障する」ことが規定された。つまり、義務教育の均衡的発展は、良質な学校、普通の小中学校を対象とするだけでなく、農村学校、人的・財的基盤が弱い学校、特別支援学校の改善を重要視している。加えて、一部の児童生徒を対象とするだけでなく、経済困難な家庭の子ども、農民工の子ども、障害のある児童生徒を含むすべての児童生徒の成長にも関心を寄せている。それは、1985年の「教育体制改革に関する決定」で規定した段階的に義務教育を普及させる政策から、「均衡性と平等性を重視する政策」に変容したと言える。すなわち、国は、一人一人の児童生徒の教育を受ける権利を守り、教育機会が均等である社会をつくらうとする意欲を示してきたといえよう。

第三に、地方政府の権限が大きいことである。「若干意見」では、省と県レベル政府教育部門の責任の所在が明らかにされた。すなわち、省レベルの教育行政部門は、各省にふさわしい義務教育段階にあたる学校の設置基準を設定・改善し、教育費の支出構造をさらに調整し、農村、貧困地区、少数民族地区における義務教育の發展を重視している。あわせて県レベルの教育行政部門は、学校の設置基準に達していない学校に対して、改善計画を制定し、基準以下の学校の数を減らすことに努めるとともに、良質の教育資源を持つ公立学校の役割を十分に發揮させ、人的・財的基盤が弱い学校との統合・再編・資源の共有を通して、同基盤が弱い学校の改善を促進することが規定されている。しかし、同法令では、どのような学校の設置基準を設定するのか、どのように人的・財的基盤が弱い学校を改善するのかを地方の裁量に委ねている。そのため、各省は、該当地域の実情を踏まえ、義務教育の均衡的発展を促進する計画を立て、学校の設置基準を

制定することができる。このことは、中央政府が、義務教育の均衡的発展の目標を達成するために、その権限を地方政府に委譲しているともいえよう。

その一方で、中国義務教育の均衡的発展政策に関連して、以下のような諸課題が存在する。

第一に、全国義務教育の均衡的発展を推進するスピードが遅いことである。2011年に教育部と各省は2015年まで全国67%の県が認定される目標を設定したものの、実際に全国45%の県が認定されたに過ぎない。全国義務教育の均衡的発展を推進する実態は予定より遅れていることが明らかである。認定された県の中で、東部地区に634県があり、中部地区に367県があり、西部地区に301県がある。東部地区では71%の県が督導団に認定されたものの、中部地区では39%の県、西部地区では27%の県しか認定されない。つまり、貧困地としての中西部地区においては、義務教育の均衡的発展が未だ全面的に推進されていないといえよう。先進地区である江蘇省も同様の傾向がみられる。江蘇省は、南部、中部、北部に分けられる。江蘇南部は豊かな地区であり、中部および北部は経済発展が遅れている地区である。2013年に認定された県の中で、江蘇南部に36県、中部に8県、北部に11県がある。それぞれ該当地区の88%、55%と44%を占めている。また、2014年まで認定されていない県は、全部中部と北部に集中している（中部1県、北部10県）。

第二に、義務教育の均衡的発展の水準が低いことである。例えば、①江蘇省において、2013年に認定された無錫市の錫山区（県）では、児童生徒100名あたりのパソコン台数の変動係数は0.24（小学校）と0.21（中学校）であり、恵山区（県）は、ほぼ同様の傾向（小学校0.28、中学校0.19）であった。変動係数のみを見れば、児童生徒100名あたりのパソコン台数について、両県義務教育が均衡的に発展していると思われる。しかし、錫山区児童生徒100名あたりのパソコンの平均台数は0.15と0.21であり、恵山区は0.14と0.16であった。この平均台数は、同省の「国家義務教育均衡県」の平均台数（小学校11.01、中学校14.51）に比べて著しく低い。それにもかかわらず、両県における全ての小中学校は江蘇省が定めた学校の設置基準に達しているとされている。②県における義務教育の均衡的発展が実現されたものの、県と県との間の差が未だ大きすぎる。特に、表1と表2が示しているように、一人当たりの授業用部屋と補助用部屋の面積、一人当たりの計器設備費用、一人当たりの蔵書冊数についての差が大きい。すなわち、設置基準そのものが低いと言える。このような低い水準の均衡は児童生徒の要求に応えられないのではないだろうか。小中学校の設置基準の改善が求められているといえよう。

表1 2013年に認定された68県における一人当たりの授業用部屋と補助用部屋の面積、一人当たりの計器設備費用、一人当たりの蔵書冊数の最大値と最小値

		一人当たりの授業用 部屋と補助用部屋の面積	一人当たりの 計器設備費用	一人当たりの蔵書冊数
小学校	最大値	9.73m ²	4098元	39.17冊
	最小値	2.31m ²	621元	18.37冊
中学校	最大値	19.60m ²	8457元	76.5冊
	最小値	4.52m ²	1074元	25.47冊

（出典：「対江蘇省申報的68个全国义务教育发展基本均衡县（市、区）督导检查反馈意见」と「対江蘇省申報的27个全国义务教育发展基本均衡县（市、区）督导检查反馈意见」をもとに筆者作成）

表 2 2014年に認定された68県における一人当たりの授業用部屋と補助用部屋の面積、一人当たりの計器設備費用、一人当たりの蔵書冊数の最大値と最小値

		一人当たりの授業用 部屋と補助用部屋の面積	一人当たりの 計器設備費用	一人当たりの蔵書冊数
小学校	最大値	6.98m ²	3626円	33.99冊
	最小値	3.41m ²	511円	21.20冊
中学校	最大値	12.39m ²	6296円	57.95冊
	最小値	4.51m ²	972円	28.25冊

(出典：「対江苏省申报的 68 个全国义务教育发展基本均衡县（市、区）督导检查反馈意见」と「対江苏省申报的 27 个全国义务教育发展基本均衡县（市、区）督导检查反馈意见」をもとに筆者作成）

注

- 1 ①全国の約4分の1の人口を有する、都市・沿海各省で経済の発達した地区と内陸の一部の発達した地区においては、かなりの部分ですでに初級中学が普及している。まだ普及していない地区では、迅速に普通初級中学を普及させ、1990年前後に完成させる。②全国の約半分の人口を有する中程度に発達した鎮と農村では、まず小学教育を普及させ、同時に積極的に条件整備を進める。1995年前後に初級中学段階の普通教育あるいは職業・技術教育を普及させる。③全国の4分の1の人口を有する経済発展が遅れている地区では、経済の発展に合わせて、各種の方式を採用して積極的に程度の異なる基礎教育普及事業を進める。これらの地区の教育発展については、国家が支援に努める。
- 2 9年制義務教育の基本的普及と青壮年非識字者を基本的に一掃する。
- 3 東部：北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、広西チワン族自治区、海南省。中部：山西省、内モンゴル自治区、吉林省、黒竜江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省。西部：重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区。
- 4 経済困難な家庭の子ども、農民工子女、障害のある児童生徒を指す。
- 5 矛盾のない調和のとれた社会のことを指す中華人民共和国のスローガンである。
- 6 その内容は、思想道德教育（徳）、知力教育（知）、身体素質教育（体）、美感教育（美）、労働技能教育（労）を含む。
- 7 受験中心の競争重視の教育である。
- 8 教育部に属し、国に定められた方針、法令を監督・指導する仕事を担う。督導団のメンバーは督学と呼ばれ、「国家督学招聘管理方法」により、督学を選抜する。
- 9 重要な法令違反、欠格要件が存在する場合、即座に取消しすること。
- 10 都市化のため、県の数が少なくなる。

参考文献

- 中国共産党中央委員会国務院「中国教育改革和发展纲要」、1993 年。
- 田代 徹也「中国における義務教育制度の進展」『大阪城南女子短期大学研究紀要』第 32 卷、1998 年、1-36 頁。
- 李連寧「要从教育发展战略上思考和促进基础教育的均衡发展」『人民教育』、2002 年、8-10 頁。
- 转型期中国重大教育政策案例研究课题组『缩小差距中国教育政策的重大命题』人民教育出版社、2005 年。
- 教育部「关于进一步推进义务教育均衡发展的若干意见」、2005 年。
- 翟博「教育均衡发展：理论，指标及测算方法」『教育研究』、2006 年、16-28 頁。
- 諏訪哲郎・王智新・斎藤利彦編著『沸騰する中国の教育改革』東方書店、2008 年。
- 楠山研『現代中国初中等教育の多様化と制度改革』東信堂、2010 年。
- 中国共産党中央委員会国務院「国家中长期教育改革和发展规划纲要（2010—2020 年）」、2010 年。
- 江蘇省「(江苏省实现县域义务教育优质均衡发展规划（含时间表）」、2011 年。
- 教育部「县域义务教育均衡发展督导评估暂行办法」、2012 年。
- 教育部基础教育一司『共同书写新篇章：义务教育均衡发展备忘录』上海交通大学出版社、2012 年。
- 国家教育督導団「对江苏省申报的 68 个全国义务教育发展基本均衡县（市，区）督导检查反馈意见」2013 年。
- 袁振国『中国义务教育发展报告 2012』教育科学出版社、2013 年。
- 国家教育督導団「对江苏省申报的 27 个全国义务教育发展基本均衡县（市，区）督导检查反馈意见」、2014 年。
- 李憶南「中国義務教育の均衡的發展政策に関する研究：『県における義務教育の均衡的發展を推進する若干意』を中心として」教育研究紀要 62(1)、2016 年、226-231 頁。